

巻頭言

北米地域巡回教育相談から

三菱電機（株）関西支社 海外子女教育相談室 立石博幸

昨年10月、北米地域を教育相談のために約1ヶ月間15都市を巡回した。今回は日曜日にも家族との面談を組み入れて時間の余裕を生み出し、出来る限り現地校、補習授業校、日本人学校を訪問した。3年前にも大体同じコースで巡回したが、つぎの2点について状況が変化している事に気づいた。

まず、海外勤務者が若くなり小学生以下の子女が多くなっていったことである。人事担当者にもその原因を尋ねたところ、企業の「現地化」の動きに深く関係しているとのことであった。従来は海外の日本企業では、社長以下マネージャークラスまで日本人が占め、現地採用の従業員はそれ以下のクラスで働いていたが、最近は様変わりして、マネージャークラスが現地の人達になり、彼等をアシストする社員が日本人になっているので、年齢が若くなっていると説明された。

最近確かに、幼児や小学校低学年で渡航する子どもが増えている。その子ども達は、発音もネイティブと同じ様な英語を身につけて帰国する事になるであろう。しかし、日本語の基礎を身につける時期を海外で生活したため、帰国した時には国語力の落ち込みが生ずると考えられる。そのような課題を持つ帰国子女が増えるのではないかと心配である。

つぎに、大都市周辺における補習授業校の経営が苦境に立っていた事であった。邦人数の減少もあるが、それよりも国内から多数の塾進出の影響である。保護者としては、補習授業校よりも受験本位の塾を選ぶ傾向が強くなっている。それにアメリカの移民法の改訂も拍車をかけている。社員である父親が帰国したら現地校に在籍できなくなり、12年生修了以前の帰国も考慮に入れて大学受験準備をする必要が増したのである。

それは、大学の帰国推薦枠受験資格として、「外国において最終学年を含めて2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る」という表現が一般的であることが原因となっている。高等学校のように、最終学年の現地校在籍を資格条件にしなければ、落ち着いて現地校の学習に打ち込めるだろう。

平成8年12月に総務庁が出した「外国人及び帰国子女の教育に関する行政監査に基づく勧告」において、文部省に対して次の措置を講ずるよう求めている。

『帰国子女特別選抜等の出願資格要件として、最終学年在籍を求めている国立大学に対し、その改善について検討するように指導すること、また、保護者との帯同を求めている国立大学に対し、子女の単身での在留が認められる場合は、その条件について入学試験要項に明示するよう指導すること。さらに公私立大学についても同様の改善を促すこと』

早期に上記の勧告に従って措置を講じていただきたいと思うが、一向に改善される兆しが見えない。

世界の産業構造や経済状況に影響されながら渡航したり帰国したりした子ども達が、現地で苦勞しながら身につけた異文化理解・適応能力が、制度の改善や指導の工夫によって発揮されるよう、「帰国子女教育を考える会」の皆様と共に追究したいと思っている。